

優良大規模事業所の認定ガイドライン（第1区分） 新旧対照表

新	旧
<p>P5</p> <p>(1) 認定の申請と効果 (略)</p> <p>大規模事業所がトップレベル事業所又は準トップレベル事業所であることを県が認めたときは、当該大規模事業所の目標削減率は、<u>当該認定申請を行った年度から当該年度が属する削減期間の終了年度※（第三計画期間にあっては令和6年度）までの期間について、次の値に減少する。ただし、平成28年度から令和元年度までに認定された事業所については、その年度（その期間内に再申請された場合、当初申請時）から起算して5年度目※までの期間について、次の値に減少することができる。</u></p> <p><u>なお、指針別表第4備考1又は2に該当する事業所にあつては、備考1又は2の規定を適用した値に対して適用する。</u></p>	<p>P5</p> <p>(1) 認定の申請と効果 (略)</p> <p>大規模事業所がトップレベル事業所又は準トップレベル事業所であることを県が認めたときは、当該大規模事業所の目標削減率は、<u>その年度から当該年度が属する削減期間の終了年度※（第三計画期間にあっては令和6年度）までの期間について、次の値に減少する。ただし、平成28年度から令和元年度までに認定された事業所については、その年度（その期間内に再申請された場合、当初申請時）から起算して5年度目※までの期間について、次の値に減少することができる。</u></p>
<p>P10</p> <p>(3) トップレベル事業所等の認定申請 認定申請事業所は、検証の結果、評価書の総合得点が認定基準2(2)トップレベル事業所等の地球温暖化対策の認定水準を満足しているときは、9月末日までに優良大規模事業所目標削減率減少申請書（第4号様式）に、地球温暖化対策推進状況評価書等を添えて申請を行う。<u>ただし、令和2年度に限り、申請の期限を令和2年11月末日まで延長する。なお、本ガイドラインで申請期限及び検証実施期間について9月とあるのは、11月に読み替えるものとする。</u></p>	<p>P10</p> <p>(3) トップレベル事業所等の認定申請 認定申請事業所は、検証の結果、評価書の総合得点が認定基準2(2)トップレベル事業所等の地球温暖化対策の認定水準を満足しているときは、9月末日までに優良大規模事業所目標削減率減少申請書（第4号様式）に、地球温暖化対策推進状況評価書等を添えて申請を行う。</p>